

貯水槽水道の管理区分について

貯水槽水道とは受水槽を含む建物内の給水装置（水道用配管）を全てをさします。太宰府市では水道事業給水条例により、貯水槽水道の設置者に対して指導、助言及び勧告を行うことができることを定めています。貯水槽水道の利用者に安心して安全な水道水を利用いただくための管理指導に努めています。

